

～ 医療費助成に関する各種手続きについて～

平成30年4月1日から申請書類の提出先が変更となります

平成30年4月1日から、これまで都道府県が行っていた医療費助成の支給認定に関する事務などを指定都市が行うこととなります。

平成30年4月1日以降は、医療費助成に関する各種手続きについて、申請書類の提出先が、以下の通り、道府県からお住まいの指定都市へ変更となります。

詳細は、都道府県・指定都市の窓口または保健所までお問い合わせください。

現在の提出先	新しい提出先	現在の提出先	新しい提出先
北海道	札幌市	愛知県	名古屋市
宮城県	仙台市	京都府	京都市
埼玉県	さいたま市	大阪府	大阪市
千葉県	千葉市	堺市	堺市
神奈川県	横浜市	兵庫県	神戸市
	川崎市	岡山県	岡山市
	相模原市	広島県	広島市
新潟県	新潟市	福岡県	北九州市
静岡県	静岡市	福岡市	福岡市
	浜松市	熊本県	熊本市

提出先が変更となる申請書類の例

- ・特定医療費(指定難病)支給認定申請(新規・更新・変更)に係る書類
- ・申請書(指定難病医療費支給認定用)
- ・診断書(臨床調査個人票)
- ・公的医療保険のコピー
- ・市町村民税の課税状況の確認書類
- ・世帯全員の住民票の写し等

※ 自治体によって様式の名称は異なる場合があります。

※ 必要に応じて、これら以外の書類の提出を求める場合があります。

～ 指定医・指定医療機関の指定に関する手続きについて～

平成30年4月1日から申請書類の提出先が変更となります

平成30年4月1日から、これまで都道府県が行っていた指定医や指定医療機関の指定に関する事務などを指定都市が行うこととなります。

このため申請書類の提出先が、以下の通り道府県から指定都市へ変更となります。詳細は、都道府県・指定都市の窓口または保健所までお問い合わせください。

現在の提出先	新しい提出先	現在の提出先	新しい提出先
北海道	札幌市	愛知県	名古屋市
宮城県	仙台市	京都府	京都市
埼玉県	さいたま市	大阪府	大阪市
千葉県	千葉市	大阪府	堺市
神奈川県	横浜市	兵庫県	神戸市
	川崎市	岡山県	岡山市
	相模原市	広島県	広島市
新潟県	新潟市	福岡県	北九州市
静岡県	静岡市		福岡市
	浜松市	熊本県	熊本市

対象となる申請書類の例

【指定医に関する申請書類】

- ・指定医指定申請書
- ・指定変更届出書
- ・指定医指定更新申請書
- ・辞退届

【指定医療機関に関する申請書類】

- ・指定医療機関指定申請書
- ・指定医療機関変更届出書
- ・指定医療機関指定更新申請書
- ・辞退届

※ 指定医研修については、指定都市が単独で開催する場合や、道府県と共催する場合がありますので、各道府県・指定都市のホームページにて実施状況を確認ください。